

令和2年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月23日（水曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第 90号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 91号 美郷町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 92号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 93号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 94号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 6 議案第 95号 美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止について
- 第 7 議案第 96号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第 8 議案第 97号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号
- 第 9 議案第 98号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第10 議案第 99号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号
- 第11 議案第100号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第12 議案第101号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号

陳情等審議（委員長報告～質疑～討論～表決）

- 第13 陳情第 49号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情
- 第14 陳情第 50号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情
- 第15 陳情第 51号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 第16 陳情第 52号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情

追加議案審議

- 追加日程第1 発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見

書の提出について

追加日程第2 発議第8号 新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするため介護施策の改善を国に求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第9号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出について

追加日程第4 議員派遣について

追加日程第5 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	高 橋 邦 武 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	奥 山 智佳等 君	農業委員会長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教育推進課長	武 田 浩 之 君
生涯学習課長	佐々木 寿 人 君	代表監査委員	高 橋 信 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

会議の前に、町長より昨日の一般質問の答弁の中で訂正箇所があるということで申入れがありましたので、これを許可いたします。松田町長。

○町長（松田知己君） 昨日の一般質問の深沢義一議員の再々質問に対する答弁の内容について訂正させていただきたいと思っております。

再々質問において、美郷町の社人研の推計人口2040年を1万3,000人強、それから2060年を9,000人弱と申しました。ある時点において、その数字は正しいわけですがけれども、その後、社人研の推計値が修正されたということを記憶しておりませんで、最新の推計値でいいますと、2040年は1万3,000人弱、それから2060年は7,000人強でありますので、内容を訂正させていただきます。すみません。

○議長（澁谷俊二君） 改めまして、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております、日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第90号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第90号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉美和子君。

○5番（泉美和子君） 公費負担の中で、ビラの枚数の上限が、議員の場合は1,600枚というふうに規定されておりますけれども、これは配布もそのくらいというふうに制限されているのかということです。例えばそれ以上作ったりして、公費以外でそれ以上作って配布できるのかと、そこら辺をお伺いします。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをいたします。

本議案の提案理由にございます公職選挙法の一部を改正する法律でございますけれども、改正

点は3点ございます。

まず、1点目は、今回新規条例の制定を提案させていただいております、この選挙公営に関する内容でございますけれども、2点目には、その町村議会議員選挙におけるビラの配布がまず解禁されたものでございまして、条件の枚数は1,600枚というふうなことで規定されているものでございます。それで、町の選挙管理委員会のほうで交付をさせていただきます証書を貼る必要がございますので、そちらもまず1,600枚というふうなことで規定されておりますので、仮に作成をしたとしても、1,600枚を超えては配れないというふうなことになりますので、そこはご注意くださいいただきたいなと思っております。

それで、公費負担の上限も1,600枚というふうなことになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） そうすれば、理解として、例えば今、国政選挙で告示中にまかれる個人ビラって、証紙を貼って名前とか写真を入れてまかれる個人ビラって、あれのことだと、こういうふうには思えば、理解すればいいのでしょうか。それで、そうすると、まき方というか、配布の仕方、ただ全戸にばつとはまけないと思うのですけれども、それと同じようなやり方だと理解していいのでしょうか。

それから、もう一つ、それとは別ですが、供託金の没収となった場合に、その供託金は町の会計に入るのでしょうか。そこら辺をお願いします。

○議長（澁谷俊二君） 総務課長。

○総務課長（本間和彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

ビラにつきましては、今議員おっしゃられたとおりのことでございます。

また、供託金でございますけれども、仮に得票数が一定数に達しない場合は、町の一般会計の雑入に歳入されることになります。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番、泉 美和子君。反対討論ですか。（「はい」の声あり）

反対者の発言を許します。5番、泉 美和子君、登壇願います。

(5番 泉 美和子君 登壇)

○5番(泉 美和子君) 議案第90号に反対の立場から討論いたします。

本条例制定は、公職選挙法改正によるものですが、公職選挙法では、これまで町村議選にはなかった供託金制度が導入されるものです。そして、一定の得票がないと没収され町の一般会計に入ることになります。

供託金制度については、これまで候補者の乱立防止などのためとする一方で、町村議選では候補者が乱立する状況ではなかったからとして、供託金を不要としてきたものです。全国町村議長会は、議員のなり手不足の解消、多様な人材の議会参加などを理由に、公費負担を求めてきましたが、今回、町村議選にも供託金制度が拡大されたことは、なり手不足の解消とは逆に、立候補に新たなハードルを設けることになり、賛成できません。

また、ビラの配布、この解禁はいいとは思いますが、上限が1,600枚となっています。全世帯数に照らしても、制限があることは十分ではないと考えます。選挙公約が十分住民に知らせられないなどの危惧も考えられます。

以上のことから、この議案には反対いたします。

○議長(澁谷俊二君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) これで討論を終わります。

議案第90号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者14名)

○議長(澁谷俊二君) 起立多数です。よって、議案第90号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第91号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第2、議案第91号 美郷町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第91号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第91号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第91号 美郷町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第92号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第92号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第92号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第92号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号 美郷町税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第93号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、議案第93号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） この条例については、何ら質問する内容ではありませんけれども、納税者の立場から、徴収方法について、普通徴収と特別徴収があると思いますが、その決定と内容についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 15番議員、この条例の範囲外ということですので、すみませんが、これ、却下させていただきます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第93号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第93号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第94号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第94号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第94号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第94号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第95号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第6、議案第95号 美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第95号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号 美郷町金沢ダム及び関連施設設置条例の廃止については、原案のとおり決しました。

◎議案第96号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第7、議案第96号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、鈴木正洋君。

○3番(鈴木正洋君) 59ページ、まちなかエリア活性化促進事業補助金についてお伺いしたいと思います。まちなかエリア活性化について、効果が目に見える形になってきて、大変にこの補助金についてはよいことかと全体的には思っておりますけれども、この今回の額、1,400万円です

が、これはこれまで見てきたものよりも若干額が大きいように私は感じました。これについてどのような審査・検討があつてこの額となつたのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1,400万円の内訳でございますが、まちなかエリア内で1件閉鎖した店舗、喫茶店ですが、それをその持ち主が貸出し用に改装し、さらに町民がそこを、内装を改装し喫茶店を開業するというところで、300万円でございます。

残り1,100万円につきましては、築39年を経過した大型の非木造建築物を改装し博物館を開業するというところであります。その開業者であります、町内に法人格を有する企業でございます。その申請者であります、町内で絶対開業したいということで、町内に法人を新たに設立し、その非木造家屋を購入してございます。したがいまして、そこを改装し開業するというところで、強い熱意を感じているところでございます。

また、中の博物館でございますが、30万点を数える大正・昭和の骨董品・美術品・生活用品・工芸品などを展示、また小売するというところで、非常に希少価値が高いということで、商工会さんからの意見においても、まちなかエリア活性化の一助になるため、継続的に行政が民間を支援していく必要があるとの意見書も頂いておるところでございます。

町といたしましては、今回この大型の大規模にぎわいスペース活用事業と要綱上申しますが、これは65テラスに続きまして、2件目でございます。1件目、65テラスは議員もご存じのとおり、非常に活気を呈しているような状況であり、町外からの来客も来ておるところでございます。今回の物件につきまして開業すれば、非常に博物館ということで、町外からのお客様が見学を訪れ、さらには65テラスのほうに寄って購買するなど、町内に落ちる所得も上昇するのではないかとということで補正のお願いをしたものでございます。

この1,100万円につきましては、まちなかエリア活性化促進事業補助金の中の大規模にぎわいスペース活用事業ということで、床面積が500平方メートル以上の改装であれば、上限2,500万円の補助金の内ということで、要綱に基づき補正をお願いするものでございます。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） ページ数は52、53です。ここの2款3項1目のところですが、マイナンバーカード関係で、人を特定する特殊な機材を導入するとのことですが、まずかなり、せつかくよい承認機材が入ってくるようになっておりますが、当町においてはカードの普及率が12%程度と

かなり低くなっており、もっと伸ばす方策を聞きたいのですけれども、伸ばす何かを考えているのかを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） ただいまの質問についてお答えいたします。

マイナンバー制度の行政の効率化あるいは公正・公平な社会実現のために、個人番号制度を推進するために、今後、チラシや広報は当然ですけれども、未取得者全員への再交付通知をこの3月までに実施しまして、取得を推進する予定であります。

今回の機器の購入も含めまして、交付に係る町民の利便性を向上させていくということで、取得率の向上に結びつけていきたいというふうに考えております。

ただ、マイナンバーカードの普及促進ということについての新たなプレミアムの制度や、それからポイント制度、各証明書のコンビニ交付などは、今のところ考えておりません。国の政策としまして、健康保険証との連携がこの4月から、あるいは今後、免許証などの連携も考えられているようですので、国の施策であることから、決まったことには的確に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第96号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり決しました。

◎議案第97号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第97号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第97号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第97号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決しました。

◎議案第98号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、議案第98号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第98号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第99号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、議案第99号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第99号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決しました。

◎議案第100号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、議案第100号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第100号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第100号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第101号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、議案第101号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第101号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第101号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎陳情第49号、陳情第50号、陳情第51号及び陳情第52号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、陳情第49号、日程第14、陳情第50号、日程第15、陳情第51号及び日程第16、陳情第52号の4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、藤原政春君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇）

○教育民生常任委員長（藤原政春君） 教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和2年12月14日の第10回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第49号から陳情第52号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月17日に、委員5名が出席し当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

はじめに、陳情第49号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情の審査では、陳情内容が医療・介護・公衆衛生行政・社会保障と多

岐にわたっているが、それぞれの陳情項目に賛同できる、例年、同じような内容の陳情が提出され採択してきている、新型コロナウイルス感染症が広まり、今年ほど国民の命と健康を守るということについて国民全員が身にしみて考えた年なのではないか、新型コロナの感染が増えている中で医療体制や病床に逼迫が危惧される、陳情項目の内容は必要なことだ、などの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第50号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情の審査では、介護の現場では職員や入所者・利用者などがコロナにかからないように気を遣っている、そのような中でマスクや防護具、消毒液などが不足にならないように国が手当てする必要があると思う、また定期的に利用者や職員がPCR検査を受けて安心できる介護現場をつくるのが大事だと思うので、その点も国に対応してもらいたい、コロナ禍でなくても介護従事者や事業者の労働環境は厳しい状況にある、コロナ禍がさらに追い打ちとならないよう改善すべきだと思う、介護の知識を学んで資格を取った高校生が卒業後、ほとんど介護職に就いていないという現状を聞いている、そういうことの改善をするためにも給料を上げるなどの待遇改善をするべきだ、などの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第51号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情の審査では、政府の考えは75歳以上の医療費を一律に2割上げることではないようだ、窓口負担2割化を中止すると若い世代にその分の負担を押しつけることになるのではないかと、年収170万円以上の一定の所得のある75歳以上医療費を2割に上げる案から年収200万円以上ある方が2割負担になるというニュースがあった、その経緯を考慮すると、今の政府の考え方は妥当だと思う、団塊の世代の方がもう2年後に75歳、後期高齢者となるので、医療費がその分増大することが明らかだ、現状の制度のままでいくと現役の世代の方々の負担が大きくなるのではないかと、などの意見がありました。

採決したところ、不採択すべきもの4人となり、陳情第51号は不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第52号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情の審査では、秋田県においても身近な病院がなくなったり病床が減ったりする地域医療構想が出されており、見直しが必要ではないかと、国のガイドラインに沿った秋田県の地域医療構想だが、実際には地方の方が困る計画になっていない

か、将来的に人口減少が加速していくので、いずれは病院の統合・病床の減少は必要と思うが、現在のような感染症対策を考えると、いま一度振り返って地域医療について検討してもらいたい、新型コロナウイルス感染症を教訓として今後の地域医療に生かすべきだと思う、今現在、病院に行ってみると、コロナ対策のため病床が確保されているようだが、一般の患者が後回しにされていないだろうか、不安である、特別な状況にないときは病床を減らすことも仕方がないが、実際に感染症が広まったときのことを考えると病床数に余裕が必要ではないか、医療は命に関わることだからコストで計算できる問題ではないと思う、特に秋田県は過疎であるので、単に人口が減ったから病院をなくすという考えではなく、別の観点からも考えてもらいたい、などの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第49号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第49号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第49号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第49号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第50号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第50号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第50号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第50号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第51号について、これより討論を行います。討論ありませんか。（「5番」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。5番、泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 陳情第51号に賛成の立場から討論いたします。

陳情の趣旨にもあるように、後期高齢者の医療費窓口負担2割化は、受診抑制を強め疾病の早期発見を遅らせ、結果的に医療費の高騰にもつながります。高齢者の暮らしと命、健康を守る上でも、また国の財政にも大きな影響を及ぼすと考えます。

日本医師会の中川会長は、今月9日の定例記者会見でこのことについて、現行の原則1割から倍にする議論をすること自体がそもそも問題だと述べ、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、受診控えによる健康への影響が懸念される、負担割合の引上げはさらなる受診抑制を生じさせかねない政策で、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと強調しています。

政府与党が1割から2割に倍増する対象について、単身世帯で年収200万円以上とする方針を決定したもので、まだ国会で決まったわけではありません。今こそ撤回せよの声を上げていくことが大事だと考えるものです。

委員会での意見の中にもありましたが、菅首相は現役世代の負担上昇を抑えるためにも、高齢者に能力に応じた負担をいただくことが必要と、世代間の公平を持ち出していますが、しかし高齢になれば当然病気も多く重くなり、収入も限られてきます。75歳以上の高齢者の原則1割負担の現在でも、年収に対する窓口負担が占める割合では、現役世代の数倍の負担をしているのが実態です。誰でも年を取ります。また、高齢家族を支えているのは現役世代です。高齢者の窓口負担増が現役世代にも影響することは明らかです。ぜひ採択をして国へ意見書を提出するべきだと

考えますので、委員長報告には反対をいたします。

○議長（澁谷俊二君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで討論を終わります。

陳情第51号について、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第51号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者1名）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第51号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情は、不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第52号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第52号について、これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第52号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第52号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時42分）

（午前10時42分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（澁谷俊二君） ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

（午前10時44分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎発議第7号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第2、発議第8号 新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするため介護施策の改善を国に求める意見書の提出についてを上程し、議題とい

たします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第8号 新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするため介護施策の改善を国に求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、発議第9号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は、省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第9号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したと
おり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま
す。

議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委
員会委員長及び議会広報常任委員会委員長より審査中の事件等について、会議規則第75条の規定
により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継
続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第10回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年12月23日

美郷町議会議長 澁谷 俊 二

署 名 議 員 泉 美和子

署 名 議 員 森 元 淑 雄